

週休2日工事要領の取扱いについて

令和7年6月4日 理事長決裁

「週休2日工事要領（営繕・土木工事）」（令和7年4月23日 理事長決裁）に基づく具体的な取扱いについて、下記のとおり定める。

1）休日取得計画の妥当性の判断について（要領第6条5）

- ・制度の趣旨を踏まえ、1週間につき2日の現場閉所であることを基本とする。

2）作業日や休工日の変更について（要領第6条3, 4）

- ・制度の趣旨を踏まえ、できるだけ当初計画どおりに現場閉所を行うものとするが、天候や現場の進捗状況により予定外の休工日を現場閉所日とすることも可とする。ただし作業を少しでも行った日は現場閉所日とはならない。
- ・当初計画の現場閉所日において、やむを得ず作業が必要な場合は、監督員と協議のうえ現場閉所日と作業日を振替えることを可とする。
- ・休工日や作業日に変更が生じる場合は、速やかに監督員に連絡を行うこと。

3）現場閉所の判断基準について（要領第2条(3)）

◆現場閉所と認められるもの。（原則当該現場の担当者以外の者が対応）

- ・悪天候時の現場確認
- ・コンクリート打設後の養生（散水や保温状況の確認のみの場合）
- ・地元対応のうち、口頭による対応や軽微な作業を行うもの
- ・緊急対応のため、軽微な作業を行うもの
- ・休工時でも必要な場合の交通誘導
- ・書類整理等の事務的内業

◆現場閉所と認められないもの。

- ・起工測量
- ・試掘調査
- ・コンクリート打設後の養生（確認の範囲を超え作業員の作業を伴う場合）
- ・地元対応の結果、作業員による作業を行うこととなったもの
- ・緊急対応が必要となり、作業員による作業を行うこととなったもの

4) 最終的な週休2日履行の判断基準について（要領第2条）

- ・工事着手日とは、現場事務所等の設置や資材搬入、仮囲い設置等、継続的な現場管理が必要になった日を着手した日とする。
- ・工事完成日とは、各種仮設物を撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃を完了した日とする。（通常は工期末）
- ・発注者に提出する書類（しゅん功書類も含む）等の作成整理期間も週休2日対象期間に含む。

5) 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間の判断基準について（要領第6条8）

- ・突発的な行事等により供用開始を早めるために必要となった作業期間、平日の音出し作業が不可になったことによる代替の作業期間など、施工条件が変更となった期間とする。

6) 履行判断を行う際の確認資料について（要領第6条5）

- ・現場閉所を確認するための特別な資料は作成しないものとする。
- ・以下の資料などにより確認を行う。
 - i) 休日取得計画
 - ii) 月報のほか、作業日報等

7) 履行遅滞の工事の対象期間について（要領第2条(2)）

- ・対象期間は履行継続後の工事完成日までとする。なお、工事を一時中止している期間や検討に要する期間は、対象期間に含まない。